

ホットな消費者ニュース

～あなたの地域の危ない商法・22年5月号



★無料メルマガに登録したら2日目以降有料??・・・北九州市立消費生活センター

(相談事例)

携帯電話の音楽情報サイトに「無料メルマガ」と表示されていたので、メールマガジンの登録をしました。ところが翌日、業者から「無料なのは当日だけ、2日目以降は5万円の登録料が発生。」というメールが届きました。登録時に確認の画面はありませんでしたが、利用規約を見直すと確かに「無料期間は当日のみ」と記載されていました。対応方法を教えてください。

(20歳代 男性)

(問題点)

有料サイトは、法律上有料サービスの契約であることがきちんと確認できるような確認画面が設けられていないといけませんが、ご相談の場合はありませんでした。また、クリックしたときに表示されるウィンドウに「利用規約に同意します」といった記載がされていることにより請求根拠を主張する業者もあります。その主張も無効です。

(アドバイス)

相談者には契約の意思がなく、確認画面もなかったため、契約の不成立が主張できると思われます。携帯電話の番号やアドレスから業者が個人情報を得ることは困難なので、今後は業者との接触を避けて様子を見て下さい。業者から届くメールや電話も無視して構いません。執拗にメール・電話が入る場合は、アドレスや電話番号の変更を検討してください。

★名刺広告出ませんか?懐かしい故郷の言葉で悪質な勧誘!・・・久留米市消費生活センター

(相談事例)

数週間前、X新聞と名乗り突然電話があり、故郷の言葉で話すので懐かしくなり聞いていると、「交通機関の開通を同窓で祝うので、1万円で新聞に名刺広告を出さないか」と勧誘されましたが、断りました。すると「8千円にする」と言われましたが、再度断りました。昨日、広告会社から契約書と振込用紙、掲載された新聞が届きました。「契約していない」と電話をしましたが、「契約すると受け取った」と言われました。どうしたらいいのでしょうか。

(事例処理)

相談者は断っているのですから、契約は成立していません。契約は成立していないと通知しておけばいいでしょう。ただ強引な業者の中には、曖昧な言い方をすると業者の都合のいいように契約成立と解釈し、なかなか契約不成立を認めない場合もあります。今回のケースは特定商取引法の電話勧誘販売にあたり、契約書面を受取ってから8日以内はクーリング・オフ(無条件解約)ができます。「申込みはしていませんが、申込みがあったとするならばクーリング・オフをします」と書面で通知しておくよう助言しました。

(アドバイス)

突然の勧誘電話では、業者の説明以外に契約するかどうかの情報はありませんので、冷静な対応が必要です。一度契約すると、同じ業者や別の業者から度々勧誘されたというケースもあります。特定商取引法の電話勧誘販売取引では、勧誘を断っている人に引き続き勧誘することや、再度電話をかけて勧誘することを禁止しています。必要のない場合は、手短かにきっぱりと断り、自分から電話を切りましょう。

困ったときは、
まずはご相談
下さい



●各消費生活センターの相談窓口●

福岡県	092-632-0999	(日曜日でも電話相談可)
福岡市	092-781-0999	(第2・第4土曜日でも電話相談可)
北九州市	093-861-0999	(土曜日でも相談可)
久留米市	0942-30-7700	
飯塚市	0948-22-0857	
宗像市	0940-33-5454	

* 電話のかけ間違いにご注意下さい。